よくある質問

<新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業>

項目	照会内容	回答	日付		
給付対	給付対象				
1	支給対象機関について、「薬局」の従事者は、当該慰労金の支給対象になりますか。 この場合、「院外薬局」と「院内薬局(薬剤部)」の別がありますが、支給対象の取り扱い に違いがありますか。	院外は対象外、院内は患者と接する等の要件を満たせば対象となります。	8月12日		
2	外来案内などを行う院内ボランティアも患者と接する可能性が高いが、慰労金の対象外で しょうか。	ボランティアは対象外となります。	8月12日		
3	診療所に歯科診療所は含まれますか。	含まれます。	8月12日		
4	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関の以下の事例の場合は20万の対象となるでしょうか。 ①当該医療機関に入院した患者が入院後に新型コロナ患者と判明(当該医療機関でPCR検査実施)し、判明後すぐに別の県から役割を設定された医療機関に転院した場合2別疾患で過去に入院した者が、転院後に新型コロナ患者であったことが判明した場合3通院していた者(コロナの有症状期間に受診)が、別の医療機関の検査で新型コロナ患者であったことが判明した場合4帰国者接触者外来ではない医療機関において、保健所の依頼でPCR検体採取を行い陽性だった場合及び陰性だった場合	・①~③及び⑤は、陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。 ・④は、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来又は都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターといえないのであれば20万円の対象となりません。	8月12日		
5	歯科診療所に勤務する者が、20万円の給付対象となる「患者に対する入院診療等を行った医療機関」に該当する場合がありますか。 ある場合、どのようなケースか、具体的に御教示いただけますでしょうか。	歯科診療所に勤務する者が他の役割を設定された医療 機関に応援に行き患者と接する業務に従事した場合な どが想定されます。	8月12日		
6	令和2年6月16日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」の5ページ、6ページ目「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交事業」にある「診療等」と「入院診療等」は具体的に何が違うのでしょうか。	いずれも基本的に入院を伴う診療を想定しております。	8月12日		
7	20万円給付の対象となる新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関については疑似症は含まないのでしょうか。 陽性患者のみ対応した医療機関が対象なのでしょうか。	帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域・外来検査センター以外の医療機関等は、陽性患者に対する入院診療等がなければ20万円給付の対象となりません。	8月12日		
8	支給対象として定義されている、都道府県から役割を設定された医療機関や、都道府県が入院受入を割り当てた医療機関について、実際に本院が患者を受け入れた場合であっても、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員全員が20万円の対象となるという考え方で良いでしょうか。	医療機関単位での判断になります。具体的には、保険 医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱い ます。	8月12日		
9	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱3(17)エ④にある「入院診療等」とは具体に何を指すのでしょうか。例えば、外来診療を行った医療機関(病院及び診療所)も含まれるのでしょうか。	外来診療を行った医療機関は対象にはなりません。	8月12日		
10	A患者の陽性判定が出た日が5月10日だと仮定して、5月9日以前にAが発熱等により診療所等を受診していた場合、当該診療所等の医療従事者は20万円支給となるのでしょうか。	当該診療所等が都道府県から役割を与えられていない 医療機関であるという前提においては、当該診療所等 の医療従事者は5万円の支給対象となるものと考えられ ます。	8月12日		
11	実施要綱P12で「年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない」とあるが、土・日・祝日や、勤務シフト上で休みとなっている日も勤務日に算入しないのでしょうか。	勤務実態がない日は算入しません。	8月12日		

項目	照会内容	回答	日付		
12	医療機関等が受付業務等、慰労金の対象となる業務を委託している会社について、 ①当該委託会社が派遣を受け入れている派遣会社の社員は、慰労金の対象となりますか。 ②当該委託会社が業務の一部を再委託している会社の社員は、慰労金の対象となりますか。	慰労金の対象となるのは、医療機関等と直接契約関係にある委託会社・派遣会社の医療従事者等に限ることとしています。したがって、①2の社員とも対象となりません。 ①2の社員ともに、勤務日数や患者と接する等の要件を満たしていれば慰労金の対象となります。	9月2日 9月29日		
申請関	申請関係				
1	訪問看護ステーション職員については、医療分と介護分で重複する可能性が考えられるが、 どのようにすみわけすればよいでしょうか。	どちらかから申請いただくことが可能です。 (重複給付は認められません)	8月12日		
	居住地と勤務医療機関が都道府県をまたぐ医療従事者で、すでに医療機関を退職している個 人が申請する場合は、勤務医療機関の所在地か居住地どちらの都道府県で申請すべきでしょ うか。	医療機関の所在する都道府県を通じて申請することと しています。	8月12日		
3	様式第2号及び様式第5号別紙「【C】他医療機関等での勤務実績(有り/無し)」項目について「有り」とする場合、参考様式第2号等により、当該施設の勤務証明等を紙で取得しなければならないでしょうか(ロ頭での聞き取りでは認められないでしょうか)。	今後、監査等があった場合に証明する必要があることから、紙で勤務証明書を取得し、保存しておいてください。このため、口頭での聞き取りは認められません。	9月2日		
事務手数料					
1	申請に際し医療機関にかなりの事務量が発生することが予想される。振込手数料の他に医療 機関に対する申請に係る経費の補助はあるのでしょうか。	医療機関における事務費は振り込み手数料のみを想定しています。	8月12日		
2	委託会社等の従業員等に対する給付金の振込について、委託会社等から振り込む場合、申請書における「振込手数料」の額は、「医療機関等から委託会社等への振込手数料」に加えて、「委託会社等から従業員等への振込手数料」を合算して申請して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。	8月12日		